

出張

市民のための 老いじたく講座

5名様以上のグループを対象に、1時間半の出張講座に伺います。



講座テーマ

- 成年後見制度とは？
- 認知症チェック もしかしたら…はどんな時？
- 市内の高齢者用の施設知っていますか？
- 入院時に必要な物品は？手続きはどうするの？
- 財産目録は必要？
- 遺言書いてますか？
- こんなこともある、相続の豆知識
- 葬儀の準備はしていますか？
- エンディングノートを書きましょう！
- ★ 老後の備え、説明します！

定期

老いじたく講座

月1回定期的に開催。

詳しくは武蔵野市報15日号に掲載されます。

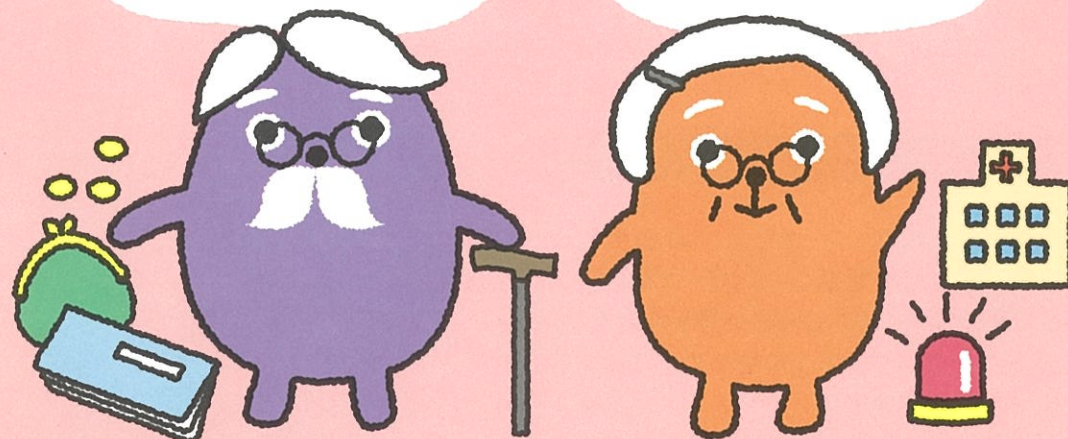
老後のために
備えて
おきたいわ。



老後の不安や悩みを相談したい…。

物忘れが増えて
お金の管理が不安だ。

独り住まいで何か
あった時どうしよう。



頼れる親族がいないので
生活上の困りごとを
相談したい。



総合相談・無料法律相談

高齢者、障害者の方々やその家族が抱える生活・福祉に関する心配事や悩み事に関して無料で相談を承ります。

弁護士による法律相談も行っています。

まずはご連絡ください。

TEL 0422-23-1165

FAX 0422-23-1164

業務時間：午前8時30分～午後5時15分

(土日祝・年末年始は休みです)

頼れる親族がいないので
没後のことを
相談したい。



武蔵野市福祉公社



福祉公社へのアクセスはこちら

〒180-0001 武蔵野市吉祥寺北町1-9-1

吉祥寺駅より徒歩10分(700m)
関東バス吉祥寺駅北口より
1番または2番乗り場から乗車、
「八幡前」下車

武蔵野市福祉公社

で 検索



公益財団法人
武蔵野市福祉公社

人と人がつながる安心

権利擁護 センター



公益財団法人
武蔵野市福祉公社

私たちに
ご相談
ください！



独り住まい、何かあったらどうしよう…。

独り住まいの方や、親族が遠方にお住いの方には、専任のソーシャルワーカーが様々なご相談に応じ、“人と人がつながる安心”をお届けいたします。ご自身にあったサービスで、住み慣れた“むさしの”でいつまでも安心して生活していただきたいと思ひます。

つながりサポート

*消費税別

様々なサービスをご用意しております。さらなる安心をご希望の方には個別サービスを提供致します。

ご利用者のパートナーとして 基本プラン

- 選任のソーシャルワーカーが、3か月に1回の定期訪問、月2回の電話コールサービス、関係機関との連絡調整、書類の預かり等を行います。
- 随時、福祉サービスや生活上の困りごとに関する多様な相談に応じます。
- 個別サービスは、サービス利用の都度、利用料金を頂く料金体系になっております。
- ご利用料金：毎月5,000円



3つの個別サービス

入院・入所等支援

入院入所の手続きや福祉機関との調整などを行うことで、急な入院入所も円滑に対応できます。

- ・3,500円/1時間
- ・軽易な支援の場合 2,290円/1時間

随時訪問

要望に応じてソーシャルワーカーが訪問し、必要な支援や日常の相談にお応えします。

緊急支援

急な体調変化や、緊急事態が発生していると判断された場合、自宅又は搬送先へ駆けつけ、必要な支援を行います。

没後支援



福祉公社との没後支援契約により、葬儀・納骨から行政手続き、家財の整理、などを行います。

こちらのサービスは『基本プラン』『つながりプラン』の契約後、別途『没後事務委任契約』を締結し、預託金をお預かりします。

*預託金の金額は支援内容に応じて設定します。

つながりプラン

3か月に1回の定期訪問では、ご不安を感じられる場合につながりプランをご用意いたしました。基本プランの内容と異なる点は、専任のソーシャルワーカーが1か月に1回訪問することに加え、様々な相談や緊急対応や入院入所などの個別サービスを年間12回までご利用いただけます。それ以上のご利用はその都度、利用料金を頂戴いたします。

*ご利用料金：年間120,000円



物忘れが増えてお金の管理が不安だ。

加齢や様々な障害などで判断能力が十分でなくなった時、ご本人ひとりでは生活を維持するのが難しくなります。福祉公社では、皆様の生活を支えるために様々な支援や制度、各関係機関との“架け橋”となり、ご本人の権利をお守りします。



権利擁護

地域福祉権利擁護事業

市内で生活されている方で、物忘れなどの認知症の症状や知的障害、精神障害などによって、必要な福祉サービスを自分の判断だけでは適切に選択・利用することが難しい方にご利用いただけます。「福祉サービスの利用援助」を基本サービスとして、「日常的な金銭管理サービス」と「書類等預かりサービス」を組み合わせ利用いただけます。*別途利用料金がかかります。



成年後見人受任事業

認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない方が利用する成年後見制度の相談・申立て支援を行います。また、ご本人の意思を尊重し、心身の状態や生活状況に配慮しながら、財産管理や身上監護などを支援する後見人が身近にいない場合には後見人にも就任いたします。

*ご本人の支払い能力に応じて裁判所が後見人等報酬を決定します。



権利擁護レスキュー

地域福祉権利擁護事業の契約、成年後見事業の利用などは一定の期間が必要になります。その間、権利侵害を受ける可能性のある利用者に対して、緊急一時対策として行うサービスです。

生活困窮者自立支援

福祉公社は、生活困窮されている方に様々な社会資源を活用し、関係機関と連絡を取りながら、相談者の抱えている課題を共に考え、解決を目指し自立促進を図ります。まずは武蔵野市生活福祉課(60-1254)までご連絡ください。

自立相談支援

対象者 生活保護は必要ないものの、生活に困窮されている方

相談者の状態にあった就労準備や学習などの支援計画を作成し、伴走型の支援を行います。



住居確保給付金事業

対象者 離職などにより住宅を失ったまたは失う恐れのある方

家賃額相当の住宅確保給付金を支給し、住宅及び、就労の機会の確保に向けた支援を行います。

